

## (様式4)

## 令和5年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎老人福祉センター
指定管理者名	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(4年目)
施設所管課	福祉課

## 1 施設の概要

設置年月	昭和57年3月	根拠条例等	藤崎町老人福祉センター条例
設置目的	老人福祉推進のため高齢者の生きがいと健康づくり		
施設内容	集会室、会議室、相談室、調理室、浴場、休憩場		
利用料金	会議室使用料：(町内)半日1,200円、全日1,800円 (町外)半日1,800円、全日2,400円 陶芸ハウス：1回につき450円 入浴料：大人300円、中人150円、小人60円		
開館日	集会室等：祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日 浴場：毎月15日以外の日(但し15日が日曜日・祝日の場合は開館)		
開館時間	集会室等：月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時まで 浴場：午前7時から午後9時まで		

## 2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容
維持管理業務	施設の開館及び閉館、建物・設備の保守点検及び小規模修繕、使用手続き。また公衆浴場としての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀等常に良好な状態において管理を行う。
企画運営業務	生活健康相談、健康増進、教養講座、老人クラブの育成援助等高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業を行う。

## 3 利用状況

## (1) 利用実績【利用者数・利用件数・稼働率】

(単位：人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	9,100	9,092	8,809	9,330	9,031	8,569	9,067	9,446	9,841	10,198	10,106	10,686	113,275
令和4年度(B)	8,749	9,164	8,854	9,347	8,201	8,412	8,518	8,675	8,918	7,202	8,613	9,664	104,317
(A)/(B)	104.0%	99.2%	99.5%	99.8%	110.1%	101.9%	106.4%	108.9%	110.3%	141.6%	117.3%	110.6%	108.6%
増減要因等	コロナ禍で利用を控えていた方が戻ってきたこと、お盆で帰省する親族等の利用増、令和6年1月に当温泉がテレビで紹介されたことなどが考えられます。												

## (2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	1,294	1,172	1,137	1,162	1,198	1,174	1,299	1,255	1,358	1,455	1,462	1,416	15,382
令和4年度(B)	610	846	2,423	910	892	957	1,080	887	999	1,079	1,082	1,269	13,034
(A)/(B)	212.1%	138.5%	46.9%	127.7%	134.3%	122.7%	120.3%	141.5%	135.9%	134.8%	135.1%	111.6%	118.0%
増減要因等	コロナ禍が明け、利用者数が回復傾向にあることが考えられます。												

4 収支状況

財源区分 (該当する番号に○)		1 指定管理料のみ	
	○	2 指定管理料+利用料金収入	
		3 利用料金収入のみ	
収入科目	金額(千円)	支出科目	金額(千円)
指定管理料	12,500	維持管理費	5,565
利用料金	17,087	事業費	21,637
その他	346	その他	0
合計 (①)	29,933	合計 (②)	27,202
		収支差額(①-②)	2,731

5 利用者満足度状況(アンケート調査、苦情要望等)

意見等の内容	対応実績等

6 評価結果

評価項目 (評価の視点)	指定管理者	町所管課	
	自己評価	評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	B	B	開館日、開館時間、接客マナー等事業計画に掲げられた業務が適正に行われている。
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	B	B	地域住民や団体との交流を図り、施設及び各種事業のPRに努め、利用促進を図っている。
3. 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	B	建物・設備の維持管理が適切にされており、利用者が快適に利用できる状態が保たれている。
4. 緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	B	B	事故防止、事故発生時の対応体制が確立されている。
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	B	B	経費節減に努め、適正に執行されている。
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	B	B	成果目標達成のための取組が適正に行われている。
7. 個人情報の保護	B	B	個人情報の保護に対する取組みが適正に行われている。
全体評価	B	B	施設、設備が良好な状態で管理され、維持管理業務が適正であり、利用者が快適に利用できるような取組みが行われている。

【評価基準】

- A (優) : 適正であり、優れた実績をあげている  
 C (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要する

- B (良) : 適正である  
 D (否) : 改善や更なる取組が必要